

## 大規模事業評価調書

事業名・場所		(仮称)北部こども相談センターの開設	東淀川区淡路3丁目13(別紙1参照)																												
担 当		こども青少年局 こども相談センター (電話番号: 06-4301-3146)																													
事業の概要	事業目的	<p>児童相談所は、市町村（政令指定都市においては区）との適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが抱える問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される行政機関である。本市においては、中央区にあるこども相談センター1か所に対応していたが、近年、児童相談所における相談件数が急増し、特に児童虐待に関する相談件数が増加しており、迅速な意思決定、虐待通告に係る安全確認の効率化、市民が来所しやすい相談所を目指して市内に3箇所設けることとし、平成28年10月には、平野区のもと中央児童相談所を改修し、南部方面の児童相談所として、南部こども相談センターを開設した。今後、北部方面の児童相談所として、もと西淡路小学校分校に（仮称）北部こども相談センターを新築により開設する。</p>																													
	事業内容	東淀川区のもと西淡路小学校分校の敷地に現存する旧校舎を解体し、跡地に（仮称）北部こども相談センターを新築し、開設する。																													
	事業規模	<p><b>【事業規模】</b>  管轄区域（北区・都島区・福島区・西淀川区・淀川区・東淀川区・旭区）  児童相談件数（平成28年度）4,294件</p> <p>敷地面積 1,904㎡  延床面積 約4,000㎡</p> <p><b>【事業費等】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>[総事業費]</td> <td>2,106 百万円</td> <td>(財源内訳)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(事業費内訳)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計費</td> <td>71 百万円</td> <td>国庫補助金</td> <td>96 百万円</td> </tr> <tr> <td>建設費</td> <td>1,600 百万円</td> <td>起債</td> <td>1,200 百万円</td> </tr> <tr> <td>初期費用</td> <td>90 百万円</td> <td>一般財源</td> <td>810 百万円</td> </tr> <tr> <td>既存建築物解体工事費</td> <td>345 百万円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[維持管理費]</td> <td>1,125 百万円/年</td> <td>(人件費・ランニングコスト等)</td> <td></td> </tr> </table>			[総事業費]	2,106 百万円	(財源内訳)		(事業費内訳)				設計費	71 百万円	国庫補助金	96 百万円	建設費	1,600 百万円	起債	1,200 百万円	初期費用	90 百万円	一般財源	810 百万円	既存建築物解体工事費	345 百万円			[維持管理費]	1,125 百万円/年	(人件費・ランニングコスト等)
[総事業費]	2,106 百万円	(財源内訳)																													
(事業費内訳)																															
設計費	71 百万円	国庫補助金	96 百万円																												
建設費	1,600 百万円	起債	1,200 百万円																												
初期費用	90 百万円	一般財源	810 百万円																												
既存建築物解体工事費	345 百万円																														
[維持管理費]	1,125 百万円/年	(人件費・ランニングコスト等)																													
事業スケジュール	<p>平成26（2014）年9月  ・本市の児童相談所を2箇所増設し、3箇所体制とすることを決定  ・もと中央児童相談所を改修し、南部こども相談センターを開設することを決定</p> <p>平成27（2015）年6月～11月  ・南部こども相談センター（改修） 基本設計、実施設計（改修）</p> <p>平成27（2015）年8月  ・もといきいきエイジングセンターを（仮称）北部こども相談センター設置の候補地とすることを決定</p> <p>平成28（2016）年3月～8月  ・南部こども相談センター工事（改修）</p> <p>平成28（2016）年10月  ・南部こども相談センター開設</p> <p>平成28（2016）年12月  ・（仮称）北部こども相談センターを当初の候補地に開設しないこと決定</p> <p>平成29（2017）年3月  ・もと西淡路小学校分校を（仮称）北部こども相談センター設置の候補地とすることを決定</p> <p>平成29（2017）年9月～平成30年3月  ・（仮称）北部こども相談センター基本設計</p> <p>平成30（2018）年4月～平成31年（2019）1月  ・（仮称）北部こども相談センター詳細設計  ・旧校舎解体工事</p> <p>平成31（2019）年10月～平成33（2021）年3月  ・（仮称）北部こども相談センター新築工事</p>																														

本市では、平成21年の西淀川区における女児死亡事件を契機に児童虐待の通告先として24時間365日対応の「児童虐待ホットライン」の開設や、平成22年の西区幼児遺棄死亡事件を受けて宿直体制を導入するなど、緊急性のある相談や通告に即時対応できるよう機能強化を図り、児童相談所1か所でスケールメリットを活かして対応してきた。

ところが、この間、児童相談件数は、平成21年度8,797件であったものが、平成26年度には13,653件に、虐待相談件数も1,606件から4,554件に急激に増加しており、ケースが複雑化しているなかで、丁寧なケース検討や迅速な意思決定等、効果的・効率的な事業実施を行うという観点において、その運営が難しくなってきた。相談件数の多い他の政令指定都市においては、児童相談所の複数化が進められているケースも見受けられることから、本市においても、大阪府や他都市1か所あたりの管轄人口、相談件数を考慮して検討した結果、3か所が適切であると判断し、平成26年9月に児童相談所を複数設置することを市長の了解を得て決定した。

児童相談所1か所当たりの人口・相談件数の比較

	大阪府(平均) (大阪市・堺市除)	政令都市(平均) (複数児相設置市)	大阪市 3か所設置案	大阪市(現状)	
管轄人口 (推計人口)	平均: 882,765 608,557~ 1,157,921 (H28.12.1)	平均: 818,591 380,889~ 1,604,152 (H28.12.1)	平均: 901,204 583,904~ 1,273,713 (H28.12.1)	南部 583,904 (H28.12.1)	森ノ宮 2,119,709 (H28.12.1)
相談件数	平均: 4,947 2,791~7,563 (H27年度)	平均: 3,270 791~8,378 (H27年度)	平均: 4,727 3,505~6,783 (H27年度)	3,506 (H27年度)	10,676 (H27年度)
虐待相談 件数	平均: 1,779 878~2,602 (H27年度)	平均: 1,035 374~2,305 (H27年度)	平均: 1,555 1,051~2,328 (H27年度)	1,051 (H27年度)	3,613 (H27年度)

(1) 事業の必要性



(2) 事業効果の妥当性

児童相談所の複数化に伴う効果について

①丁寧なケース対応

児童相談所1か所当たりの相談件数を少なくすることにより、管轄の児童相談所長の下、より丁寧なケース検討、迅速な意思決定や組織判断が可能となる。

②迅速な安全確認

管轄区域が狭くなることにより、虐待通告があった場合に、昼間の安全確認をより迅速に効率的に行うことができる。

③市民の利便性の向上

児童相談所が居住地の近くに設置されることにより、市民が児童相談所に相談に行きやすくなる。

④児童相談所と区役所との連携の強化

管轄区域の区役所と児童相談所との地理的な距離が近くなることにより、より緊密に連携することが可能となる。

⑤一時保護所の入所枠の拡充

児童相談所に一時保護所を附設することにより一時保護所に入所できる児童の数を増やすことができ、児童相談所との一体型にすることにより業務の効率性、子どもの安全確保が図られる。

当初、児童相談所の複数化に伴う新たな児童相談所の開設については、既存施設の利活用を基本に検討を進めた。南部地域の児童相談所については、児童相談所の開設に先立って設置された一時保護所(平野分室)がもと中央児童相談所の施設であったこともあり、内部の改修工事のみにより開設した。

北部地域の児童相談所についても、当初、マンションジーニス大阪に市の施設として併設された「もといきいきエイジングセンター」を活用し、内部を改修して開設する見込みであり、改修工事費の見込み額は約8億円であった。

しかしながら、「もといきいきエイジングセンター」の改修には、マンションジーニス大阪の管理組合の許可が必要であったが、マンション住民の意見集約の結果、児童相談所への改修に反対の意見が多数を占め、結果、児童相談所の開設を進めることができなかった。

児童相談所の開設は喫緊の課題であるため。市長から新規建設も視野に候補地の確保する旨の指示があり、管轄区域予定の未利用地、未利用施設を調べた結果、複数の候補が残り、最終的に戦略会議で「もと西淡路小学校分校」敷地において、既存校舎解体の上、児童相談所を建設することが決定した。

北部こども相談センターの規模については、管轄区域の人口、相談件数などから、こども相談センター及び南部こども相談センターを参考に過度に大きくならないよう、施設規模の精査を都市整備局と行い、また、狭隘過ぎて今後の状況の変化にも対応できないことのないように設定している。

また、既設の分校の校舎以上の階高になると近隣の方々に圧迫感も与えかねないので、出来るだけ階高を抑えて建設することにより建築費用の圧縮にも努める予定である。

(3) 事業費等の妥当性

現段階では基本設計段階であり、詳細な図面、見積もりはないため、直近に児童相談所を建設中である他都市の建築単価を参考に、規模等が異なるため単価を上積みし、40万円/㎡とし、また、床面積については、既存の児童相談所の床面積を基に管轄区域の児童人口や近年の児童相談件数の増加率を考慮し、4,000㎡とし、総工費約16億円を見込んでいる。もといきいきエイジングセンターからの改修案からは事業費は増額となっているが、一時保護所の浴室をユニットバスとすることにより、ボイラー設備の設置を不要とするなど、必要な施設の整備は確保しながら、コストの縮減に努めていく。

なお、既存施設解体後の地盤改良や基礎の仕様によっては、増額が必要となる場合がある。

	こども相談センター	南部こども相談センター	北部こども相談センター
延床面積※	6,200	3,000	4,000
児童相談件数H27	6,783	3,506	3,893
18歳未満の児童人口 H26.10	178,729	94,615	115,174

※ こども相談センターは教育相談部門を除く。

単位：千円

設計費	70,928
工事費	1,600,000
初期費用	90,196
既存建築物解体費等	344,411
総事業費	2,105,535

(4) 事業の継続性

維持管理費について

- ・ 維持管理費については、既設の南部こども相談センターの維持管理費の1.33倍（床面積が南部3,000㎡の1.33倍の4,000㎡であるため。）を見込んでいる。
- ・ 人件費については、こども青少年局の職員一人当たり単価（H29予算）に児童福祉法の児童福祉司等の配置基準等に基づき算出した職員数に基づき算定

(単位：千円)

	見込額	内容
維持運営費	226,107	南部こども相談センターの1.33倍と見込む
人件費	898,920	児童福祉法の児童福祉司等の配置基準等に基づき算定
総計	1,125,027	

(5) 環境への配慮

環境へ配慮した設備

- ・ LED照明の設置
- ・ 間伐材の使用

環境への影響と対策

- ・ 施設の性格上、環境に影響を及ぼすものではないことから、騒音・振動や大気・環境等を与える影響は極めて少ないと考えられる。また、施設整備時の騒音・振動や砂埃など、可能な限り抑制する手法の導入を検討する。
- ・ 工事期間中は、騒音対策や工事車両通行時の安全対策など、周辺地域への配慮を行う。

もと西淡路小分校を候補地として決定後、地元の地域活動協議会長に説明を行っており、今後も、既設建築物の解体工事着手時や新築工事着手時などに、随時、説明を実施する予定である。

<p>(6) PPP/PFI手法等の 検討状況</p>	<p>児童相談所はその任務、性格に鑑み、都道府県（指定都市を含む。）に設置義務が課されている。（児童福祉法（以下「法」という。）第12条、第59条の4、地方自治法第156条）</p> <p>また、児童相談所の基本的機能として、</p> <p>(1) 市町村援助機能 市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う（法第12条第2項）。</p> <p>(2) 相談機能 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助方針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う（法第12条第2項）。</p> <p>(3) 一時保護機能 必要に応じて子どもを家庭から離して、児童相談所に附設する一時保護所又は適当な者に委託して、一時的に保護する（行政処分）（法第12条第2項、第12条の4、第33条）。</p> <p>(4) 措置機能 子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員、市町村、児童家庭支援センター等に指導させる。（法第26条） 子どもを児童福祉施設、又は指定発達支援医療機関に入所若しくは委託する。（行政処分）（法第27条）</p> <p>(5) その他 虐待が行われているおそれがあると認められる場合であって、子どもの安全確認が困難な場合や保護者に対して児童虐待の対応の措置をとるため必要と認める場合に家庭等に立ち入り、必要な調査や質問をすることができる。また、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状により、職員等に子どもの住居を臨検させ、又は子どもを捜索させることができる。（法29条、児童虐待の防止等に関する法律第9条）</p> <p>上記のように、児童相談所は、法律に基づき設置される相談機関であり、専門的な知識技術を有し、援助活動を行っており、民間の社会福祉法人で運営のノウハウを持っているところは無いと考えられる。また、児童相談所は、必要と認める場合には、保護者や児童本人の同意がなくとも一時保護を行うことや児童虐待が行われているおそれがある場合には、家庭に立入調査を行うなど、公権力を行使する行政機関であり、私人にこれらの業務を委託することができず、指定管理やPFI手法を活用するには馴染まないため、本市が直営で運営を行うものとする。また、設計、建設及び施設の維持管理のみの導入であっても、一時保護所を併設した単独の児童相談所の事例は他都市においても無いことから、民間の創意工夫が活用されるとは言えず、かつ、事業者選定には長期間必要であり、開設の大幅な遅延が見込まれることから、本事業においてはPFIを導入できない。</p>
---------------------------------	--